

六ヶ所村放課後児童健全育成事業業務委託公募型プロポーザル審査要領

1. 目的

この要領は、六ヶ所村放課後児童健全育成事業業務を委託するに当たり、広く企画提案を募集し、最も適切な者を当該業務の受託候補者として選定するために実施する公募型プロポーザルに係る参加要件の確認、企画提案書の審査、受託候補者の選定等について定めることを目的とする。

2. 参加要件の確認

参加申込書等の審査は六ヶ所村こども支援課が行い、参加資格の有無を判定する。

3. 企画提案書の審査

企画提案書の審査は、六ヶ所村放課後児童健全育成事業業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が次の各号に基づいて行う。

- （１） 企画提案書の審査は、書類審査、ヒアリング審査によるものとする。
- （２） 採点は、別表「六ヶ所村放課後児童健全育成事業業務委託に係るプロポーザル採点基準表」に基づいて行うものとする。
- （３） 審査委員は各審査項目の配点の範囲内（０点を含む。）において採点し、審査項目毎点数の合計をもって当該審査委員の評価点とする。
- （４） 審査委員の評価点の合計をもって審査委員会の評価点とする。

4. 受託候補者の選定

選定に当たっては、各審査員に採点（110点）し、第１位の数が多い事業者を受託候補者、２番目に高い者を次点候補者として選定するものである。ただし、審査委員が０点を付した審査項目がある者を受託候補者若しくは次点候補者として選定する場合又は、審査委員会の評価点が同点となる者を受託候補者若しくは次点候補者として選定する場合は、審査委員会の合議によるものとする。